

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当とは、精神または身体に重度・中度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で監護（保護者として生活の面倒をみる）している父または母、もしくは父母に代わって養育している方が受けられる手当です。

※受給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、ご注意ください。

■対象となる障がいの程度

●特別児童扶養手当1級

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね1級または2級（内部的疾患含む）程度
- ・療育手帳の判定が④またはA程度の知的障がい、または同程度の精神障がい

●特別児童扶養手当2級

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度
- ・療育手帳の判定がB程度の知的障がい、または同程度の精神障がい

■手当の支給

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、障がいの程度によって対象児童1人につき、次のように決ま

ます。

●支給額

○手当1級

↓ 月額5万7500円

○手当2級

↓ 月額3万3800円

●支給時期

認定請求月の翌月分から支給され、年3回（4月・8月・11月）に分けて支給されます。

■申請に必要な書類

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票
- ・社会福祉課窓口にある診断書
- ・口座申出書など

■支給対象とならない場合

- ・児童及び父・母または養育者が国内に住んでいない
- ・児童が障がいによる公的年金を受けられることができる
- ・児童が児童福祉施設（保育所・通園施設・肢体不自由児施設への短期入所は除く）に入所している

■所得状況届

「所得状況届」は、毎年8月11日から9月10日までの間に、受給者本人および同居の親族など世帯全員の所得状況を確認し、所得制限に該当するかどうかを判定するためのものです。

■障がい状況届

手当が有期認定となった受給者の方は、障がい有期限前に障がいの再判定をしていただき、障がい状況の更新をする必要があります。

状況届の提出がない場合には、手当を受給できなくなりま

す。対象者には別途通知が届きます。

■申請窓口が変更になりました

平成21年4月から申請窓口が、社会福祉課に変更になっています。ご注意ください。

特別児童扶養手当・所得制限限度額表

扶養人数	《請求者本人》	《配偶者および扶養義務者》
	所得制限額	所得制限額
0人	4,596,000円未満	6,287,000円未満
1人	4,976,000円未満	6,536,000円未満
2人	5,356,000円未満	6,749,000円未満
3人	5,736,000円未満	6,962,000円未満
4人	6,116,000円未満	7,175,000円未満
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

※請求者本人、配偶者および同居している扶養親族（父母、子、祖父母、兄弟など）の方の前年分（1～6月までの間に請求するとき

は前々年分）の所得額が上記の所得制限限度額以上である場合には、その年の8月から翌年7月までの手当が停止されます。

○児童扶養手当・児童手当・父子母子家庭等福祉金については

伊奈庁舎児童福祉課へお問い合わせください。
☎58-2111 内線1162

○特別児童扶養手当については

伊奈庁舎社会福祉課へお問い合わせください。
☎58-2111 内線1154

児童手当・所得制限限度額表

扶養人数	所得制限限度額	
	国民年金加入者または年金未加入者（児童手当）	厚生年金、共済年金など被用者年金加入者（特例給付）
0人	468万円	540万円
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
3人	582万円	654万円

※扶養親族の数が4人以上の場合、1人につき38万円（老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算。

所得制限超過により、児童手当を受給できなかった方は、所得の確認年度が変わる平成22年5月中に再度申請をしてください。児童福祉課からのご通知は届きませんので、お忘れのないようご注意ください。

所得制限限度額は、年度によって変わる可能性があります。平成21年度の制限限度額は次のとおりですので、ご確認ください。

～手当の更新手続きについて～

現在、児童手当を受給している方の受給資格更新のための『現況届』の手続きは、毎年6月中です。この手続きを行わないと手当が受けられなくなる場合がありますので、今一度ご確認ください。

すでに受給している方へ

次のような場合は、改めて手続きが必要となります。

- 市に転入されたとき
- 出生などにより支給対象児童が増えたとき
- 他市町村に転出するとき
- 対象児童を監護しなくなったとき